

令和8(2026)年度栃木県移住セミナー開催業務委託 公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

令和8(2026)年度栃木県移住セミナー開催業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、令和8(2026)年度栃木県移住セミナー開催業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、令和8(2026)年度栃木県移住セミナー開催業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお、会長は、総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が召集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む4名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案書の記載内容をもとに、別表2に規定する審査項目ごとに評価を行い採点する。
- (2) 委員が行った採点の合計を、評価点とする。
- (3) (2)により算出した評価点をもって、点数の高い者から順に、委員ごとに提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。なお、最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、委託契約候補者とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、令和8(2026)年度の事業において適用する。

(別表1 審査会の構成)

| 所属 | | 役職 | 備考 |
|-------|--------|------------------------|----|
| 総合政策部 | 地域振興課 | 課長 | 会長 |
| | | 課長補佐(総括) | |
| | | 地域振興・とちぎ暮らし推進担当副主幹(GL) | |
| | | 地域振興・とちぎ暮らし推進担当主査 | |
| 保健福祉部 | こども政策課 | 子育て環境づくり担当副主幹(GL) | |

(別表2 審査項目)

| 区分 | | | 審査項目 | 配点 |
|-----|---------------------------|-----|---|-----|
| 1 | 総 論 | (1) | 社会背景や本県の現状・特性を踏まえ、本事業の業務目的及び業務内容を十分に理解しているか。事業目的を達成するための考え方・コンセプトが明確であるか。 | 5 |
| 2 | 企 画 力 | (2) | オンライン移住セミナーについて、移住検討者にとって魅力的なセミナープログラム構成が提案されているか。セミナー参加者が本県に興味を持ち、実際に本県に足を運ぶことを促進する企画であるか。 | 10 |
| | | (3) | ハイブリッド移住セミナーについて、対面ならではのプログラム構成が提案されているか。また、親子での集客を促進する手法が提案されているか。 | 20 |
| 3 | 集客効果の 高 広 い 報 | (4) | オンライン移住セミナーについて、ターゲットに対して効果的に訴求し集客効果が期待できる広報施策が提案されているか。 | 20 |
| | | (5) | ハイブリット移住セミナーについて、ターゲットの子育て世帯を効果的に集客できる工夫が提案されているか。また、対面集客を向上する手法が提案されているか。 | 15 |
| 4 | 組織 体 制 及 び 計画実現性 | (6) | セミナーの企画調整全般に係る十分な実施体制及び人員体制が示されているか。 | 10 |
| | | (7) | リハーサル及びセミナー当日の運営等に係る十分な実施体制及び人員体制が示されているか。 | 10 |
| | | (8) | セミナー等類似業務等の過去の実績(※証憑書類添付)から事業の成功を予見する組織と認められ、実現可能かつ適切な事業スケジュールが示されているか。 | 5 |
| 5 | 経費の積算 | (9) | 適正な積算となっており、また予算の範囲内であるか。 | 5 |
| 合 計 | | | | 100 |